


裁判長印
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成30年(行ツ)第376号 平成30年(行ヒ)第437号
決定日	令和元年6月14日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	草野耕一 山本庸幸 菅野博之 三浦浦守
当事者等	上告人兼申立人 株式会社廣川工業所 同代表者代表取締役 氏名略 同訴訟代理人弁護士 小林 覚 被上告人兼相手方 公正取引委員会 同代表者委員長 杉本 和行 同指定代理人 鶴飼 正明
原判決の表示	東京高等裁判所平成29年(行ケ)第16号(平成30年8月31日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 令和元年6月14日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 山 田 亮 祐 	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。